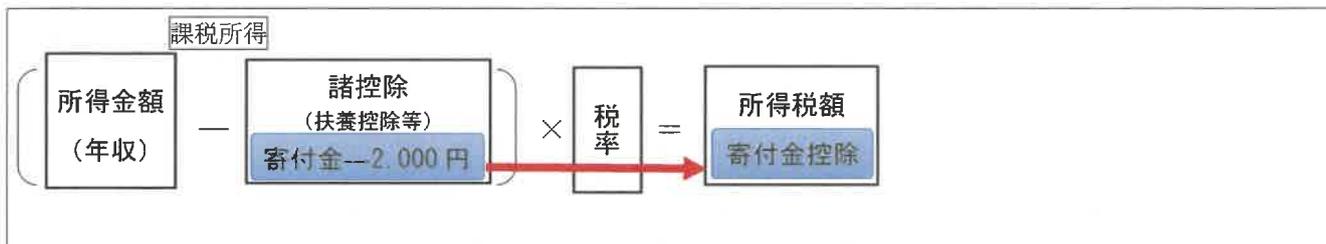


個人の寄付金に対する税制上の優遇措置

(1) 所得税

寄付者の方が、「所得控除」または「税額控除」のどちらかを選択して確定申告をすることにより、所得税の控除を受けることができます。

【所得控除の場合】 ※各寄附者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、控除額を決定



寄付金額-2,000円に所得に応じた税率を乗じて控除額が決定します。
所得税率が高い方や多額の寄附を行う際に、所得控除を活用する方が有利な場合が多くあります。

【税額控除の場合】 ※各寄附者の所得税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の約4割を控除。



税率に関係なく、税額から直接控除されます。
小口の寄附を行う場合や所得税率が高くない場合、税額控除を活用する方が有利な場合が多くあります。

※寄付金控除が受けられる上限額は、年間総所得金額の40%までです。

(2) 個人住民税

平成20年度税制改正により、自治体が条例で指定している寄付金は、個人住民税の寄付金税額控除が受けられます。東京都および八王子市にお住まいの方は、学校法人実践学園への寄付金で個人住民税の寄付金税額控除を受けられます。

個人住民税の控除額

都道府県（東京都） : (寄付金額-2,000円) × 4%
市区町村（八王子市） : (寄付金額-2,000円) × 6%

(3) 寄付金控除の手続き

<必要書類>

- ① 本学園が発行する寄付金受領書 ② 寄付金控除に係る証明書（写）

所得控除を受けるための証明書と税額控除を受けるための証明書をお送りしますので、どちらか選択してご使用ください。

<手続き方法>

所得税と個人住民税の両方および所得税のみに寄付金控除を受ける場合は、ご寄付された翌年に所

轄税務署で確定申告をしてください。

個人住民税のみに寄付金控除を受ける場合は、現在お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。